

『地域応援資金』の創設について

1. 創設の目的

新型コロナウイルス感染症による事業活動の制限で、経営に支障を生じている中小企業者等に対し、保証料及び利子の全額を補助することにより、「運転資金」として必要な事業資金の融資の円滑化を図り、経営の維持・安定に資することを目的としたものです。

2. 融資の対象

- (1)町内に独立した事業所（店舗）を有しているもの
- (2)町内で同一事業を引き続き1年以上営むもの
（保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるものであって、かつ、許認可等を要する事業にあつては、その許認可等を受けているもの）
- (3)町税を完納しているもの又は3月以内に完納の確実な計画を有するもの
- (4)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降1月間の売上高等が前年同月に比べて5%以上減少しており、かつ、その後2月を含む3月間の売上高等が前年同期間に比べて5%以上減少することが見込まれるもの
- (5)中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者*
- (6)中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして町長が特に認めた事由により経営の影響を受けた中小企業者等

※中小企業信用保険法の規定に基づく「特定中小企業者」の認定は市町村長が認定を行う

3. 融資の内容

- | | |
|---------|--|
| (1)融資金額 | 500万円以内 |
| (2)融資期間 | 7年以内（うち据置2年） |
| (3)取扱期間 | 令和2年4月22日～令和3年3月31日 |
| (4)融資利率 | 町の利子補給補助金 2.3%以内（全額）
（5年以内 2.1% 5年超2.3%） |
| (5)その他 | 毎月取扱金融機関からの請求により支払い
償還期間内に償還完了の場合、保証料を全額補助
その他取扱金融機関の定めによる |

4. 申込・取扱金融機関

北洋銀行標茶支店
大地みらい信用金庫標茶支店

5. お問い合わせ先

標茶町役場 観光商工課 商工労働係
電話：015-485-2111（内線251・253）

